

特記仕様書

第1 (目的)

本業務は、(重)三島川之江港において、荷役機械基本設計を行うものである。

第2 (適用範囲)

本業務の履行に当たっては、本特記仕様書によるほか、愛媛県委託業務関係共通仕様書に基づき実施するものとする。

愛媛県委託業務関係共通仕様書は愛媛県ホームページ「えひめの土木」>建設技術のページ
(<https://www.pref.ehime.jp/page/8142.html>)に掲載している。

種	編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
追加					業務内容		設計業務 荷役機械基本設計 N=1式
追加					業務条件		設計業務 (重)三島川之江港 金子地区 10,000D/W級 水深9m 岸壁1バース 延長240m
測地設損用	1 1 1 1 1	1 1 1 1 1	9 108 1107 8 5	管理技術者		3 3 3 3 2, 3	管理技術者は、設計業務等共通仕様書第1107条第3項に規定する資格要件(下記のいずれかの区分)を満たす者であること。 「技術士(総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)又は業務に該当する部門)」 ○総合技術監理部門 建設-港湾及び空港 ○建設部門-港湾及び空港 「国土交通省登録技術者資格(資格が対象とする区分(施設分野等一業務))」 ○港湾-設計 「シビルコンサルティングマネージャ(業務に該当する登録技術部門)」 ○港湾及び空港 「これと同等の能力と経験を有する技術者」 ○学校卒業後に当該業務関係に従事した満年数 ・大学卒業後23年以上 ・短大もしくは高等専門学校卒業後28年以上 ・高校卒業後33年以上
測地設損用	1 1 1 1 1	1 1 1 1 1	9 108 1107 8 5			4	当業務は、愛媛県管理港湾内のコンテナターミナルにおける岸壁検討業務と関連するため、相互の連絡調整を綿密に行うこと。
測地設損用	1 1 1	1 1 1	109 1108 9	照査技術者及び照査の実施		1 1	本業務は、照査技術者による照査を実施するものとする。
測地設損用	1 1 1	1 1 1	109 1108 9	照査技術者及び照査の実施		2 2 2	照査技術者は、設計業務等共通仕様書第1108条第2項に規定する資格要件を満たす者であること。なお、同項に規定する、「技術士(総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)又は業務に該当する部門)」、「国土交通省登録技術者資格(資格が対象とする区分(施設分野等一業務))」、「シビルコンサルティングマネージャ(業務に該当する登録技術部門)」及び「これと同等の能力と経験を有する技術者」は、管理技術者の場合と同じとする。
測地設損用	1 1 1	1 1 1	109 1108 9	照査技術者及び照査の実施		2 2	照査の実施は、下記段階毎に実施することとし、照査打合せ協議は下記段階の3)、計1回を予定している。 1) 基本条件決定時 2) 細部条件、構造細目決定時 3) 成果物納品時
測地設損用	1 1 1 1	1 1 1 2	12 112 1111 13	打合せ等		2	業務着手時及び設計図書で定める区切りにおける打合せは、下記4回を予定している。 1) 業務着手時 2) 中間打合せ(2回) 3) 成果物納入時 なお、打合せ時には管理技術者が立ち会うものとする。
測地設損用	1 1 1 1	1 1 1 2	13 113 1112 15 11	業務計画書		3 3 3 4 1	下記以外については、変更業務計画書を提出すること。 1) 業務数量のみ変更する場合。

測地設損用	1 1 1 1	1 1 1 2	14 114 1113 17	資料の貸与及び返却	1	貸与する関係資料は、下記のとおり。 1) 三荷整第1号測の1 (H31. 3) (金子地区整備済クレーンに係る基本設計)
測地設損用	1 1 1 1	1 1 1 2	14 114 1113 17	貸与品等	4 4 7 7	上項の資料は、守秘義務があるため、管理を厳重とする ほか、複写してはならない。
測地設損用	1 1 1 1	1 1 1 2	17 117 1116 20	土地への立入等	2 2 2 1	立入が制限されている土地があるため、監督員の指示が あるまで、立ち入らないこと。 なお、立入が制限されている土地については、別途通知 する。
測地設損用	1 1 1 1	1 1 1 2	18 118 1117 24	成果物の提出	1	成果物には、この仕様書に記載のほか、当該業務の履行 (実施) 工程表を作成すること。 なお、履行(実施)工程表は、当該業務の最終変更工程 表と対比して記載すること。
測地設損用	1 1 1 1	1 1 1 2	33 133 1132 39	安全の確保	2	本業務実施箇所は、稼働中の荷役機械利用箇所に近接し ているため、事前に利用者と作業中の安全確保に関して協 議を行うこと。
測地設損用	1 1 1 1	1 1 1 2	35 135 1134 23 19	履行報告	1 — — 2 1	履行報告の提出は求めない。

※ 「種」の欄における「測、地、設、損、用」は、それぞれ「測量業務共通仕様書」、「地質・土質調査業務共通仕様書」、「設計業務等共通仕様書」、「工損調査業務共通仕様書」、「用地調査等共通仕様書（案）」を示している。